

公益財団法人清明会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この財団は、公益財団法人清明会と称する。

(事務所)

第2条 この財団は、主たる事務所を東京都中央区に置く。
2 この財団は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地におくことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この財団は、我が国の金融その他産業に関連する調査、学術の研究を助成してその進展を図るとともに、必要に応じて人材の養成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この財団は、前条の目的を達成するため、日本全国において次の事業を行う。
(1)金融並びに産業に関する調査及び学術の研究並びに普及の助成
(2)その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の構成)

第5条 この財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1)この財団の設立当初、株式会社三菱銀行の寄附にかかる財産目録記載の財産
(2)資産から生ずる収入
(3)寄附金等
(4)その他の収入

(財産の種別)

第6条 この財団の財産を分けて、基本財産及びその他の財産の二種とする。
2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。
(1)この財団が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
(2)公益財団法人への移行の登記をした日以降に基本財産とすることを指定して寄附された財産
(3)理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この財団の財産の管理は、この財団の目的を達成するために善良なる管理者の注意をもって行うものとし、その方法は理事会で別に定める財産管理・運用規程による。
2 財産の運用は、安全確実かつ相応の運用収益が得られる方法で行う。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、この財団の定款第4条に定める事業の遂行に不可欠なものとして、譲渡し、交換し、担保に供し、又は、運用財産に組み入れてはならない。

ただし、この財団の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事会の議決に加わることのできる出席理事の3分の2以上の議決を経て、評議員会の議決に加わることのできる出席評議員の3分の2以上の議決により承認を得た後、その一部を処分又は除外することができる。

(事業年度)

第9条 この財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間据置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2カ月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 組織運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第13条 この財団に評議員3名以上を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会で行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規程の適用を受けるものをいう)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう)

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時ま

でとする。

2 任期満了までに退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第16条 評議員に対しては、報酬等は一切支給しない。

2 前項とは別に、評議員には費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めのある場合を除き、決議について議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数を以て行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について、提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が、評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、評議員会議長が記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第26条 この財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上7名以内

(2) 監事 1名以上を置く

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この財団を代表し、その業務を執行し、統括する。

3 代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、業務執行理事が評議員会及び理事会の招集並びに理事会の議長の職務を代行する。

4 業務執行理事は、理事会の決議に基づき、この財団の業務を分担執行する。

(監事)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この財団の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事に対しては、報酬等は一切支給しない。

2 前項とは別に理事及び監事には、費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この財団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、業務執行理事が招集する。

2 理事会の議長は、代表理事とする。ただし、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、業務執行理事が議長となる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が当該提案について異議を述べた時は、その限りではない。

(理事会への報告)

第38条 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を毎事業年度内に4カ月を超える間隔で2回以上理事会に報告しなければならない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第38条の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第8章 選考委員及び選考委員会

(選考委員)

第41条 この財団には、選考委員4名以上6名以内をおく。

2 選考委員は、理事会において、この財団の助成分野の学識経験者の中から、選任する。

3 その他必要な事項は、理事会において定める。

(選考委員会)

第42条 選考委員会は、選考委員をもって構成する。

2 選考委員会は、理事会の諮問機関として公募した助成事業の助成対象候補を選考する。

3 選考委員会の運営についての必要な事項は、理事会において定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(解散)

第44条 この財団は、基本財産の滅失によるこの財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(存続期間)

第45条 この財団の存続期間は平成30年3月31日までとする。

第10章 公益目的取得財産残額及び残余財産の贈与先

(公益目的取得財産残額の贈与先)

第46条 この財団が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継

する法人が公益法人であるときを除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該認定の取り消しの日または当該合併の日から1カ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の贈与先)

第47条 この財団が清算する場合において有する残余財産は、理事会の議決を経た後、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告方法)

第48条 この財団の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第12章 補則

(委任)

第49条 法令及びこの定款に定めるもののほかこの財団の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記をおこなったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この財団の最初の代表理事及び業務執行理事は次の通りとする。

代表理事 (理事長) 若井 恒雄
業務執行理事 (常務理事) 山本 淳一

4 この財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

山室 勇臣
藤田 勝久
中村 和夫
隈部 安正
諸橋 晋六
草刈 隆郎
波多 健治郎

附則

1. 第38条(理事会への報告)を一部修正する改定後のこの定款は、平成28年5月26日から施行する。

2. 第45条(存続期間)を新設し、第13条、第26条を修正する改定後のこの定款は、平成29年12月7日から施行する。